第５７９８号　令和７年３月２５日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　規　　則　　ページ

○　北九州市生活保護法施行細則及び北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域共生社会推進部保護課】　３

○　北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団課】　４

◇　告　　示

○　港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】　７

○　港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】　９

○　指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【産業経済局総務政策部渡船事業所】　１０

○　徴収及び収納並びに払戻金の支出の委託【産業経済局総務政策部渡船事業所】　１１

○　利用料金の額の承認【保健福祉局長寿推進部介護保険課】　１２

◇　市会計管理者

○　北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令【会計室】　１３

◇　上下水道局

○　下水道事業受益者負担金の負担区域の変更【上下水道局総務経営部営業課】　１４

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市生活保護法施行細則及び北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

生活保護法及び生活保護法施行規則の一部改正に伴い、進学準備給付金を進学・就職準備給付金に変更することにしました。

この規則は、令和７年３月２５日から施行することにしました。

◇北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

１　消防団の定員及び配置について市長が必要と認める場合は、各消防団の定員を超えない範囲で変更できることにしました。

２　この規則に定めるもののほか、消防団の組織等について必要な事項は、消防長が定めることにしました。

３　消防団員の本部の定員について、分団長、班長及び団員の数を改めることにしました。

この規則は、令和７年４月１日から施行することにしました。

北九州市生活保護法施行細則及び北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市規則第１２号

北九州市生活保護法施行細則及び北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

（北九州市生活保護法施行細則の一部改正）

第１条　北九州市生活保護法施行細則（昭和５８年北九州市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表の事項の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の申請書等の欄中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改め、同条第２項中第６号を削り、第７号を第６号とする。

別表第１９号及び第２０号を次のように改める。

（１９）　進学・就職準備給付金申請書

（２０）　進学・就職準備給付金決定通知書

別表中第２７号を削り、第２８号を第２７号とし、第２９号から第３７号までを１号ずつ繰り上げる。

（北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部改正）

第２条　北九州市福祉事務所長事務委任規則（昭和３８年北九州市規則第３０号）の一部を次のように改正する。

本則第１２号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

北九州市規則第１３号

北九州市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市消防団の組織等に関する規則（昭和４０年北九州市規則第９９号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、別表第２に掲げる定員及び配置を変更することができる。この場合において、変更後の各消防団の消防団員の定員は、北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和４０年北九州市条例第４７号）第２条に規定する消防団員の定員の数を超えないものとする。

本則に次の１条を加える。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項は、消防長が定める。

別表第２の門司消防団の本部の項中

「

人 ２	人 ２	人 ２	人 ５	人 １８

」を「

人 ３	人 ２	人 ２	人 ５	人 １７

」に

改め、同表の門司消防団の小計の項中

「

１３	１３	２４	５６	２２９

」を

「

１４	１３	２４	５６	２２８

」に

改め、同表の小倉北消防団の本部の項中

「

２	２	２	４	１３

」を「

３	２	２	５	１１

」に

改め、同表の小倉北消防団の小計の項中

「

１１	１１	２０	４０	１５９

」を

「

１２	１１	２０	４１	１５７

」に

改め、同表の小倉南消防団の本部の項中

「

2	2	2	5	24

」を「

3	2	2	5	23

」に

改め、同表の小倉南消防団の小計の項中

「

16	16	30	74	313

」を

「

17	16	30	74	312

」に

改め、同表の若松消防団の本部の項中

「

2	2	2	3	12

」を「

3	2	2	5	9

」に

改め、同表の若松消防団の小計の項中

「

9	9	16	36	149

」を

「

10	9	16	38	146

」に

改め、同表の八幡東消防団の本部の項中

「

2	2	2	3	12

」を「

3	2	2	5	9

」に

改め、同表の八幡東消防団の小計の項中

「

9	9	16	33	134

」を

「

10	9	16	35	131

」に

改め、同表の八幡西消防団の本部の項中

「

2	2	2	5	20

」を「

3	2	2	5	19

」に

改め、同表の八幡西消防団の小計の項中

「

14	14	26	56	227

」を

「

15	14	26	56	226

」に

改め、同表の戸畑消防団の本部の項中

「

2	2	2	3	8

」を「

3	2	2	5	5

」に

改め、同表の戸畑消防団の小計の項中

「

7	7	１２	２３	８８

」を

「

8	7	１２	２５	８５

」に

改め、同表の合計の項中

「

８５	８３	１４９	３２８	１，３６１

」を

「

９２	８３	１４９	３３５	１，３４７

」に

改める。

付　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

北九州市告示第８２号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和５８年北九州市告示第７８－１０号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

１　水域施設の船だまりの表の洞海の若松漁船だまりの項中

「

２，３３７	－１．０

」を「

６，４８５	－２．５

」に改める。

２　外郭施設の防波堤・防砂堤・突堤の表の洞海の項中

「

若松漁港２号防波堤	若松区浜町一丁目地先	１８．００

」を「

若松漁港２号防波堤	若松区浜町一丁目地先	１８．００
若松漁港３号防波堤	若松区浜町一丁目地先	２０．００
若松漁港４号防波堤	若松区浜町一丁目地先	２０．００

」に改める。

３　係留施設の物揚場・船揚場の表の洞海の項中

「

若松南海岸物揚場	若松区本町一～二丁目	４８２．００	－３．５	１．０
若松漁港物揚場	若松区浜町一丁目地先	６０．００ （取付）１０．００	－４．０	１．０

」を「

若松南海岸物揚場	若松区本町一～二丁目	４８２．００	－３．５	１．０
若松漁港１号物揚場	若松区浜町一丁目地先	７２．００ （取付）４０．００	－２．５	１．０
若松漁港２号物揚場	若松区浜町一丁目地先	４２．００ （取付）５．６０	－２．５	０．５

」に改める。

８　保管施設の野積場の表の門司の太刀浦３号野積場の項中

「

１級 （舗装部分）

」を「

１級

」に改め、

同表洞海の項中

「

安瀬７号野積場	若松区響町一丁目	３，６７９．１４	２級

」を

「

安瀬７号野積場	若松区響町一丁目	３，６７９．１４	２級
響灘東３号岸壁野積場	若松区響町二丁目	９，０４９．５６	２級

」に改める。

９　船舶役務用施設の船舶給水施設の表の洞海の項中

「

響灘岸壁給水施設	若松区響町一丁目	５７８．７３	１１

」を

「

響灘岸壁給水施設	若松区響町一丁目	５７８．７３	１１
響灘東２号岸壁給水施設	若松区響町二丁目	２１５．４２	２
響灘東３号岸壁給水施設	若松区響町二丁目	１１１．４６	１

」に改める。

北九州市告示第８３号

港湾施設の等級の指定（平成９年北九州市告示第１３４号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

表の野積場の１級地の太刀浦３号野積場の項中「舗装部分に限る。」を削る。

北九州市告示第８４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収及び収納並びに払戻金の支出について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名　称	住　所			
北九州市渡船事業所小倉分室	関門汽船株式会社代表取締役辻村麻衣子	北九州市門司区西海岸一丁目４番１号	令和７年３月１４日	令和７年３月１４日	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

北九州市告示第８５号

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）附則第２条第３項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収及び収納並びに払戻金の支出について次のとおり委託した。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

受　　託　　者		委　　託　　期　　間
名　　称	住　　所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目４番１号	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

北九州市告示第８６号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第４号）第６条第３項の規定により、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和４７年北九州市規則第２７号）第５条の規定により、次のとおり告示する。

令和７年３月２５日

北九州市長　武　内　和　久

施設の種類	施設名	金額
老人福祉施設	北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第４項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第９６条第３項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額並びに介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）第１４０条の６３の２第１項第１号イ及び同項第３号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定する費用の額並びに法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業の実施において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の額として実費を勘案して市長が定める額

北九州市会計管理者訓令第１号

庁中一般

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月２５日

北九州市会計管理者　吉　村　知　泰

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成１９年北九州市会計管理者訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第７号中「幼稚園、」を削る。

第４条第４号中「区役所総務課庶務係長」を「区役所総務企画課庶務係長」に改める。

付　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第４条第４号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市上下水道局公告第３６号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和５０年北九州市条例第４９号）第３条の規定により、下水道事業受益者負担金の負担区域を次のとおり変更する。その関係図面は、公告の日から２週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

令和７年３月２５日

北九州市上下水道局長　持　山　泰　生

受益者負担金賦課対象区域

負担区域を変更する土地の区域
北九州市門司区大字白野江及び若松区向洋町の各一部